郵便官署の指定について

特別徴収税額の納入にあたり、

山梨・神奈川・千葉・埼玉・群馬・栃木・ 茨城の各県及び東京都内に所在するゆ うちょ銀行または郵便局

上記以外のゆうちょ銀行または郵便局を利用される場合は、新たに当町の取扱金融機関として指定をしなければなりませんので、右の指定通知書の宛名に利用される郵便局等の名称を記載のうえ、当初納入される際にその郵便局等の窓口に提出してください。

山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2

南部町役場税務課住民税係

電話 0556-66-3404 (直通)

指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて 当町の特別徴収にかかる町民税、県民税取扱局に 指定しましたので通知します。

1. 口 座 番 号 00440-2-960030

2. 加入者の名称 南部町会計管理者

3. 取りまとめ局 横浜貯金事務センター

年 月 日

(株)ゆうちょ銀行 本・支店長 様 郵便局長 様

南部町長 佐野 和広 (公印省略)